

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人報恩同志会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県駿東郡長泉町に置く。

2 当法人は、理事会の議決により、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、報恩感謝を念とし、峻厳なる自己反省を行じて、宇宙の真理を体得することにより、健康で豊富、明朗な社会を造り、節度と責任を重んずる平和な民主主義日本国の建設に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 修養道場の運営

(2) 修養講演会、座談会の開催

(3) 雑誌「修養」の刊行、図書等の出版

(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、全国各地で行うものとする。

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公告の方法)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 静岡県富士宮市小泉358番地の1

設立者 武 田 章

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(財産の構成)

第8条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立者が拠出した財産

(2) 財産から生ずる収入

(3) 設立後に寄付された財産

(4) 事業に伴う収入

(5) 会費

(6) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第9条 理事長は、各事業年度開始日の前日までに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 理事長は、各事業年度終了後次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてその内容を報告し、第3号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) (1) の附属明細書

(3) 活動計算書及び貸借対照表

(4) (3) の附属明細書

(5) 財産目録

2 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織並びに事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記録するものとする。

(会計原則)

第12条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 当法人に、評議員6名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、主宰者及び会員である有識者5名以上で構成する評議員選考委員会が作成した評議員候補者人事案を評議員会に提出し、評議員候補個々について評議員会の決議により行う。

2 評議員の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号の定めに準ずるものとする。

3 評議員は、当法人の理事、監事若しくは使用人を兼ねることができない。

評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人
又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人通則法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設

立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項を議決する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用を支給することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の承認により別に定める評議員及び役員の報酬等の支給基準による。

第2節 評議員会

(評議員会)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
 - (2) 評議員及び役員の報酬等の支給基準
 - (3) 各事業年度の貸借対照表、活動計算書及び財産目録の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 継続
 - (6) 残余財産の帰属の決定
 - (7) 合併契約の承認
 - (8) 会員の会費の定め
 - (9) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議されるものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」と言う。）に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 評議員会においては、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について、議決することができない。

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後2カ月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時、開催する。

(招集及び通知)

第21条 評議員会は、理事会の承認に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、

場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 5 前項にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 継続

(4) その他法令で定める事項

- 3 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する目的、第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法、第57条に規定する残余財産の帰属についての定款変更は、議決に加わることのできる評議員の5分の4以上に当たる多数をもって行う。

- 4 第1項の規定にかかわらず、合併契約の承認については、議決に加わることのできる評議員の5分の4以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、一般法人法第193条の規定に基づき議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名が記名押印するものとする。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び専務理事をもって、一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、同法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事の選任に関する事項を評議員会に提出する場合は、監事の同意を得なければならない。

(役員の資格)

第29条 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の解任)

第30条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(理事の職務、権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 理事長は、代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。

- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、理事長及び前2項に定める専務理事並びに常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する者を選定することができる。
- 6 理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、4か月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務、権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、第17条第3項の評議員及び役員の報酬等の支給基準による。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (3) 当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
- (種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるときは、常務理事がその任にあたり、さらに常務理事がこれにあたることのできないときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、その議事について議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、一般法人法第197条で準用する同法第95条第3項の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第5章 主宰者

(主宰者)

第44条 当法人に、第3条の目的を推進する象徴として、主宰者を置くことができる。

2 当法人の最初の主宰者は、設立者とする。

3 主宰者は、代表理事の諮問に応じて、代表理事に意見を述べ又は理事会において意見を述べることができる。

4 主宰者に事故あるとき、または辞任等の理由により退任したとき、後継の主宰者は、理事会の決議を経てこれを推戴する。

第6章 名誉相談役等

(名誉相談役)

第45条 当法人に名誉相談役を置くことができる。

2 名誉相談役は、主宰者を勇退した者とし、理事長が委嘱する。

3 名誉相談役は、主宰者及び代表理事の諮問に応じて、助言を行うことができる。

(相談役)

第46条 当法人に相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、当法人の功労者のうちから、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 相談役は、代表理事の諮問に応じて、助言を行うことができる。

第7章 講師及び講師会

(講師及び講師会)

第47条 第4条に掲げる事業を遂行するため、当法人に、講師により構成する講師会を置く。ただし、当法人の意思決定に関しては権限を有しない。

2 講師は、修養道場他において修養講演会を行う。

3 講師会の運営については、別に定める講師会規程による。

第8章 合併及び解散

(合併)

第48条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の5分の4以上の評議員が賛成するときは、他の一般財団法人又は公益財団法人と合併することができる。

(解散)

第49条 当法人は、次の事由により解散する。

(1) 合併（当該合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(2) 破産手続開始決定

(3) 裁判所による解散命令又は解散を命ずる裁判があったとき

(4) その他法令で定める事由

第9章 事務局

(設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の承認を経て、理事会が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 当法人の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員名簿及び役員名簿

(3) 登記に関する書類

(4) 評議員会の決議を省略した場合の同意書

(5) 評議員会の議事録

(6) 理事会の決議を省略した場合の同意書

(7) 理事会の議事録

(8) 会計帳簿

(9) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(10) 各事業年度に係る収支決算書、活動計算書、貸借対照表及び事業報告並

びにこれらの附属明細書

- (1 1) 財産目録
- (1 2) 評議員及び役員の報酬等の支給基準
- (1 3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (1 4) 監査報告書
- (1 5) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 会員

(会員)

第52条 当法人の主旨に賛同し、活動又は後援する個人を会員とすることができる。

2 会員及びその組織については、理事会で別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する事項は、理事会で別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に努める。

2 個人情報の保護に関する事項は、理事会で定める

第12章 雑則

(余剰金の処分制限)

第55条 当法人は、設立者その他の者に対し、余剰金の配分をすることができない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 当法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 清算をする場合において、当法人の残余財産は、評議員会の議決により当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第58条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律その他の法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

当法人設立時の理事、代表理事、監事、評議員は、次のとおりである。

設立時理事	代 田 雅 夫	寺 尾 兼 治
	高 橋 一 男	三 谷 倫 一
	田 辺 充 則	柏 木 繁 正
	佐 野 鉄太郎	高 橋 成 允
	秋 山 美智雄	石 井 康 充
	村 松 雄	吉 田 勝 江
	岩 澤 光 師	戸 塚 慶 治
設立時代表理事	代 田 雅 夫	寺 尾 兼 治
設立時監事	岩 澤 豊	渡 邊 柳 一
設立時評議員	齊 藤 學	川 上 浩
	渡 邊 三 郎	石 川 昭 夫
	増 田 久つ子	代 田 守 平
	山 田 久 子	森 充 博
	三 谷 和 久	板 橋 博 史
	松 浦 弘 子	風 間 みさ江
	渡 邊 幸 康	佐 野 政 史

附 則

(施行期日)

この定款は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、令和5年11月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、公益認定を受けた日から施行する。(令和7年4月1日)

附 則

(施行期日)

この定款は、令和８年３月３１日から施行する。